

## 第 2 期教育振興基本計画のフォローアップについて

(平成 28 年 3 月 29 日中央教育審議会教育振興基本計画部会 (第 3 回) 資料抜粋)

○ 8 の成果目標と分科会等での審議事項 . . . . . 1

### ○ 第 2 期教育振興基本計画における現状と課題

・ 生涯学習分科会関係 . . . . . 3

・ 初等中等教育分科会関係 . . . . . 8

・ 大学分科会関係 . . . . . 16

・ スポーツ庁関係 . . . . . 27

○ 第 2 期教育振興基本計画の進捗状況について (概要) . . . . . 30

## 8の成果目標と分科会等での審議事項

### 1. 社会を生き抜く力の養成

#### **成果目標1（「生きる力」の確実な育成）**

##### **《初等中等教育分科会、スポーツ庁（健やかな体関係）》**

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

（確かな学力）世界トップの学力水準を目指す。

（豊かな心）豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

（健やかな体）今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

#### **成果目標2（課題探求能力の修得）**

##### **《大学分科会》**

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

#### **成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）**

##### **《生涯学習分科会》**

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力<sup>\*</sup>を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

#### **成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）**

##### **《生涯学習分科会、大学分科会》**

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

## 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

#### 《初等中等教育分科会、大学分科会》

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材，社会の各分野を牽引するリーダー，グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材，とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて，実践的な英語力をはじめとする語学力の向上，海外留学者数の飛躍的な増加，世界水準の教育研究拠点の倍増などをを目指す。

## 3. 学びのセーフティネットの構築

### 成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

#### 《初等中等教育分科会、大学分科会》

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して，生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また，能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。

これを通じて，経済的，時間的，地理的制約等による教育格差を改善する。

### 成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

#### 《初等中等教育分科会、大学分科会》

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため，学校等施設の耐震化，防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに，自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど，学校等における児童生徒等の安全を確保する。

## 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

### 成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

#### 《生涯学習分科会、大学分科会（COC関係）》

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ，家庭や地域のネットワークを広げ，互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に，学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け，多様なネットワークや協働体制を整備し，個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

## 第2期教育振興基本計画における現状と課題 (生涯学習分科会関係)

中央教育審議会  
生涯学習分科会

### 【はじめに】

- 生涯学習分科会では、第2期教育振興基本計画が掲げる8の成果目標のうち、特に関係が深いと考えられる「成果目標3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」「成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等」「成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成」を中心に、現状と課題を取り上げる。

### 【成果目標3について】

- 教育振興基本計画では、成果目標3に「社会の変化が激しく、多様化が一層進行する中にあるには、社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする」ことを掲げている。これを達成するためには、現代的・社会的課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、その学習成果が評価され、広く社会で活用されるようにすることが求められる。
- 現代的・社会的課題に対応した学習機会については、各自治体の公民館や生涯学習センター等の施設において、男女共同参画社会、人権教育、環境問題、消費者教育、地域防災などに対応した講座が開設されている（平成23年度の実施件数は約7万件、受講者数は約470万人）が、国としても、地域社会における様々な現代的な政策課題の解決に取り組む社会教育施設を支援するほか、消費者教育等の分野において先進的な事例を紹介し、全国への波及を図っている。一方、公民館等により提供される講座は、これまでも趣味・教養的な講座が多く実施されている（平成23年度の地方公共団体の関係機関が実施する学級・講座件数全体に占める割合は約40%）ところ、今後、更に地域課題の解決に資する学習機会が十分に提供されることが期待される。また、成果指標として設定している「現代的・社会的な課題に対応した学習を

行った人の割合」については、平成 24 年度と比較すると減少（平成 24 年度：8.9%から平成 27 年度：5.7%）していることから、更なる現代的・社会的な課題に対応した教育の振興を図ることが必要である。

- また、多様化が進む現代社会においては、未来の社会を担う青少年の健全育成に不可欠な体験活動や読書活動の充実が求められる。しかし、青少年の自然体験活動が十分でない（平成 24 年度の学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供の割合は 51.1%）ことや子供の不読率（一か月に一冊も本を読まなかった子供の割合）が依然として高い（平成 27 年度は、小学生が 4.8%、中学生が 13.4%、高校生が 51.9%）こと等の課題があり、こうした状況の改善に向けて、様々な状況におかれた青少年に対して、地域の NPO や社会教育団体などの関係団体や教育施設等を含む幅広い関連機関、地域の多様な人材による連携した活動を促進するとともに、地域で地道に特色ある活動を続ける関係団体への支援や、企業による取組を推進することによって、地域全体で体験活動や読書活動を更に推進していく必要がある。
  
- 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進については、文部科学省において、民間教育事業者における事業改善に向けた評価や学習者のニーズに沿った情報公開等を示したガイドラインの取りまとめ、文部科学省認定社会通信教育の受講者のニーズの多様化等に対応した基準の改正などを実施された。一方で、学習成果を評価し、社会的に通用させるための方策は十分に確立されていない（平成 27 年度の「身につけた知識・技能や経験を生かしている人の割合」において、「仕事や就職の上で生かしている」割合は 32.6%、「地域や社会での活動に生かしている」割合は 24.1%）等の課題がみられる。こうした状況の改善に向け、生涯学習分科会学習成果活用部会において、「全員参加による課題解決社会」を生涯学習を通じて実現していくために、各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について検討中である。

#### 【成果目標 4 について】

- 成果目標 4 では、「労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践

的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにすることを掲げている。これを達成するためには、キャリアアップや再就職などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化することが求められる。

- このため、大学・専門学校等において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム等の充実を図るべく、専門学校において職業実践専門課程を制度化し、産学連携による実践的な職業教育の充実を図るとともに、教育機関と産業界等が連携し、社会人のキャリアアップ等のための教育プログラムの開発・実証を行う「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施や、大学・大学院・短期大学・高等専門学校における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設などの取組が行われてきたところである。

さらに、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関についても現在中央教育審議会において検討が行われているほか、学びの成果が社会的に適切に評価され活用できるよう、各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策等に関する、生涯学習分科会学習成果活用部会における審議などを行っている。

また、学びやすい環境の整備として、放送大学における資格関連科目の増設や、オンライン授業科目の開設、スマートフォン等での視聴への対応などの取組が行われてきたところである。

加えて、社会人の学び直しに対する経済的支援の充実を図るべく、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用や、雇用保険制度の見直しによる教育訓練給付金の拡充等の取組が行われてきたところである。

- 一方、本計画では、成果指標の一つとして「大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善」を掲げるとともに、具体的な指標の一つとして、「社会人入学者の倍増」という目標を掲げているが、正規課程に加え短期課程の受講者等を含めても、社会人入学者数は、第2期計画開始前後で、文部科学省において把握している所ではほぼ横ばい（平成24年：約12万1千人から平成25年：約11万4千人）に留まっている。

この点、「教育・生涯学習に関する世論調査（平成 27 年 12 月調査）」によると、社会人が学びやすくするために必要な取組として、「学費の負担などに対する経済的な支援」、「就職や資格取得などに役立つ社会人向けのプログラムの拡充」、「土日祝日や夜間における授業の拡充」が上位にあり、これらへの対応が引き続き課題であるほか、「学び直しに対する理解を高めるための企業などへの働きかけ」も 3 割近くに上るなど、社会人入学者が増加しない理由には、様々な要因が考えられるところであるが、次期計画では、上記の「職業実践力育成プログラム」の認定状況並びに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化等の動向も踏まえつつ、「労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする」という成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、数値の把握の仕方を含め不断の見直しを行っていくことが重要であると考える。

#### 【成果目標 8 について】

- 成果目標 8 では、「個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する」ことを掲げている。これを達成するためには、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を確立することが必要である。あわせて、地域における親子の育ちを応援する学習機会の充実等による家庭教育支援の強化等が求められる。
  
- これまで、学校・家庭・地域が連携・協働し地域社会全体で子供たちの学びを支えていくため、地域住民の参画による「学校支援地域本部」（実施率は、平成 24 年度：25.5%から平成 27 年度：31.9%に上昇）や放課後等に子供たちに学習や様々な体験活動等の機会を提供する「放課後子供教室」（実施率は、平成 24 年度：46.7%から平成 27 年度：48.0%へと上昇）等の取組が実施され、これらの取組を通じて、学校と地域の関係構築につながるなど一定の成果を上げてきた。しかし、その一方で、地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合があること、それぞれの活動間の連携が十分でないこと等の課題が残されている。

このような状況の中、昨年 12 月の中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」の答申が取りまとめられ、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として全国的に推進していくこと、このため、従来取り組んでいた学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等が提言された。

今後は、この答申の内容が速やかに実施され、地域と学校の連携・協働が推進されることが求められる。

- 家庭教育支援については、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等を進め、子供の生活習慣づくりについても「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しており、これらの取組が充実してきているとともに、家庭教育支援チームの数も、第 2 期計画策定前と比較して、着実に増加している（チーム数は、平成 24 年度：328 チームから平成 27 年度（2 月時点）：532 チームに増加）が、基本計画の目標達成に向けて身近な地域における家庭教育支援の取組の一層の充実が求められる。また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、困難な課題を抱え孤立しがちな家庭への支援が課題となっており、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う取組の推進が一層求められている。

## 第2期教育振興基本計画における現状と課題 (初等中等教育分科会関係)

中央教育審議会  
初等中等教育分科会

### 【はじめに】

- 初等中等教育分科会では、第2期教育振興基本計画が掲げる8の成果目標のうち、特に関係が深いと考えられる「成果目標1 「生きる力」の確実な育成」「成果目標5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成」「成果目標6 意欲ある全ての者への学習機会の確保」「成果目標7 安全・安心な教育研究環境の確保」を中心に現状と課題を取り上げる。

### 【成果目標1について】

- 教育振興基本計画では、成果目標1に「変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」（「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力）を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」ことを掲げている。
- 「確かな学力」については、平成20年及び21年に改訂された学習指導要領において、いわゆる学力の三要素をバランスよく育むことを目指し、教育目標や内容が見直されるとともに、習得・活用・探究という学習過程の中で、学級やグループで話し合い、発表し合うなどの言語活動や、他者、社会、自然・環境と直接的に関わる体験活動等を重視することとされたところである。これを踏まえて、各教育委員会や学校において、学力向上に向けた真摯な取組が重ねられており、その成果の一端は、PISA2012において我が国は調査国中トップレベルであったことや、全国学力・学習状況調査において学力の底上げの進展が確認されることなどに代表されるように、近年改善傾向にある国内外の学力調査の結果にも表れていると考えられる。  
一方、例えば、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘されることや、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識

等が国際的に見て相対的に低いこと（例として、数学で学ぶ内容に興味があると回答した生徒の割合：32.5%（2003年）→37.8%（2012年）、将来の仕事の可能性を広げてくれるから、数学は学びがいがあると回答した生徒の割合：42.9%（2003年）→51.6%（2012年）などが挙げられる）など、子供が自らの力を育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動するまでには、必ずしも十分に達しているとは言えない状況にある。引き続き全ての子供たちに確かな学力を育成するための取組が進められる必要がある。

- 「豊かな心」については、子供たちの豊かな情操や規範意識、他者への思いやり、社会性、公共の精神などを育むため、新たな教材「私たちの道徳」を作成し、平成26年度より全国の小・中学校で使用するなど、道徳教育の充実が進められている。また、いじめの問題への対応については、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法及び基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組が各教育委員会や学校において着実に進められている。

一方、国際的にみると、自己肯定感や社会参画の意識等が低いことなどが指摘されている。また、成果指標として設定している「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合」については、小・中・高等学校ともに横ばいである。また、「全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合」についても、小・中学校では、平成24年度から平成26年度にかけて増加傾向にある。いじめに関しては、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数について都道府県間の差が大きい状態にあるという課題があること、いったん解消しても再発することを防ぐために、解消数だけでなく継続した見守りが重要であるといった視点も重要であること、不登校に関しては、現在不登校の状態にある子供を学校復帰につなげる支援にも取り組むべきであることを踏まえ、次期計画においては、各教育委員会の取組が具体的な成果としてあらわれるよう、対応策を検討していくべきと考えられる。

- 「健やかな体」については、「今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う」ことを目標に掲げ、学校においては、体育をはじめとする指導の工夫・改善、教育委員会においては、体

力の向上に向けた施策の充実、例えば小学校の体育において体育専科教員を配置することや、低学年のうちから積極的に子供たちに体を動かすことの楽しさを知ってもらうこと等に取り組むよう促すなど、体力向上のための取組が進められている。

成果指標として掲げている学校における健康教育・健康管理の推進については、例えば「健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合」や「保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合」を6年ごとに調査しているが、これまで上昇傾向にあり、平成28年度に実施する次回調査においても上昇傾向が保たれるよう、引き続き取組が進められる必要がある。一方、子供の体力については、昭和60年頃に比べて依然低い水準にあること、また、運動する子供としない子供が二極化していること等の課題がみられ、引き続き、上述の体力向上に向けた施策の充実が求められる。

- 上記の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成のためには、教員の資質能力を向上させるとともに、指導体制を整備することにより、質の高い教育を実現することが必要である。我が国の教員が、学習指導や生徒指導等まで幅広い職務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導を行っている点や、授業研究手法については、国際的にみても高く評価されている。一方、学校教育が抱える課題の多様化などに伴う教員の多忙化や、教員に対する社会的評価の低下から、他国と比べ、教員の自己満足度が低いとの調査結果がある。また、近年の教員の大量退職、大量採用の影響により、若手教員への知識・技能の伝承がうまく図られていないことへの指摘もある。社会や経済の変化は、子供や家庭、地域社会にも影響を与えており、その結果、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化している。現在の体制では課題の解決に向けた十分な取組ができない状況にあり、文部科学省は教職員定数の改善やメリハリある給与体系の確立について、より一層取組を進めていく必要がある。併せて、教員の養成・採用・研修の一体改革や学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備等を進め、教員の資質・能力の向上を図る必要がある。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供については、幼保連携型

認定こども園を学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等の認定こども園制度の改善を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付である施設型給付を創設するなどの取組が進められてきたところである。施設型給付においては、消費税財源を活用して、職員配置の充実や処遇改善等の質の向上を実施しており、今後、更なる充実のため、1兆円超の財源の確保に最大限努力していく必要がある。私立幼稚園が新制度や認定こども園に移行するか否かは、各園が自由に選択する仕組みとしており、国としては、新制度に移行していない園についても、引き続き、私学助成及び幼稚園就園奨励費補助等の支援を図ることとしている。

○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、財政面を中心として、各幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、教育内容の質を向上させるための取組は必ずしも十分ではない状況である。各幼稚園等の教育活動を充実させるため、国の調査研究の推進や、地方公共団体における研修等の拠点の整備、指導・助言にあたる人員の配置といった行政の幼児教育推進体制を構築していく必要がある。

○ 特別なニーズに対応した教育については、まず、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進に関して、障害のある子供に関する就学手続の見直しや特別支援教育関係予算の大幅な増額など、障害のある児童生徒の教育の充実に向けた取組が着実に進められている。また、特別支援教育の対象となる児童生徒が年々増加していることから、本年4月に施行される障害者差別解消法の理念も踏まえ、一人一人の特性に応じた十分な教育を受けられるよう、教育環境の整備を一層進めていく必要がある。

また、我が国の国際化の進展に伴い、海外の日本人学校等で学ぶ子供が増加しているが、在外教育施設における派遣教員数は減少傾向にあった。そのため、平成27年度より、派遣教員数の回復を目指しているが十分ではないため、海外で学ぶ子供たちの教育環境の充実を図る必要がある。

さらに、我が国の学校に在籍する外国人児童生徒数は増加傾向にあるため、個々の実態を踏まえ、「特別の教育課程」による日本語指導が実施できるよう、平成26年1月に学校教育法施行規則が一部改正されたが、まだなお日本語指導を受けられていない児童生徒は、日本語指導が必要な児童生徒数の約2割

存在している。また、日本語指導を行う教員の養成や研修を充実させることが必要である。

- 18歳以上に選挙権が与えられるようになったことを踏まえ、次期計画の策定時には公共の精神を養うといった観点について深掘りが必要と考えられる。

### 【成果目標5について】

- 成果目標5では、「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する」ことを掲げている。
- これを達成するためには、初等中等教育段階から、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。
- 具体的な取組としては、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場として、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレ等の取組が進められている。成果指標として掲げる国際科学技術コンテストへの参加者については年々増加しており、成績でも一定の成果をあげている。
- また、難しいことでも失敗を恐れずに挑戦している児童生徒の割合については、小学生は平成22年度74.3%から平成27年度76.4%、中学生は平成22年度64.1%から平成27年度68.7%と増加傾向にある。また、PISA2012においても科学的リテラシーが参加国中1位、数学的リテラシーが参加国中2位と、トップレベルの成果をあげている。  
一方、理科の勉強が楽しいと答える中学生及び高校生の割合が国際的にも低い傾向にあるなどから、理数科目等に関する学習への関心を高めていくことも重要である。

- グローバル人材を育成するためには、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けさせることが重要である。成果指標として、語学力について、中学校卒業段階で英検 3 級程度以上、高等学校卒業段階で英検準 2 級程度～2 級程度以上を達成した中高校生の割合 50%を成果目標として掲げているが、平成 27 年度時点において、中学校 3 年生では、英検 3 級程度以上の生徒の割合は「聞くこと(20.2%)」「話すこと(32.6%)」「読むこと(26.1%)」「書くこと(43.2%)」であり、高校 3 年生についても、英検準 2 級・2 級程度以上の生徒の割合は、26 年度と比べ増加する等の改善も見られるものの、「聞くこと(26.5%)」「話すこと(11.0%)」「読むこと(32.0%)」「書くこと(17.9%)」であり、いずれも目標を下回る。また、次期計画においては、単なる語学力にとどまらず、本来グローバル人材にはどのような力が必要なのかという観点からの成果目標の設定も検討する必要がある。

#### 【成果目標 6 について】

- 成果目標 6 では、「様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等教育を受けられるようにする」ことを掲げている。これを達成するためには、国公私を問わず教育費の保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行うことが必要である。
- 幼児教育に係る保護者負担の軽減については、「幼稚園等の就園率の増加」を成果指標に掲げ、これまで、幼児教育無償化の段階的推進が行われている。保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を目的とした、幼稚園就園奨励費補助による支援の他、子ども・子育て支援新制度においても同様の軽減の措置を行っており、就園率は、平成 24 年度 93.0%から平成 26 年度には 93.9%になっている。
- 義務教育に係る教育費負担軽減は、義務教育の無償制、教科書の無償配布に加えて、就学援助を通じ、経済的困難を抱える家庭に対する支援を継続的

に実施している。また、平成 27 年度補正予算により、フリースクール等で学  
ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業が開始されたところである。

- 高等学校段階に係る教育費負担軽減は、平成 25 年度に高等学校就学支援金  
制度を見直し、新たに高校生等奨学給付金を創設するなど継続的に実施され  
ている。成果指標として、「経済的な理由による高校中退者の数の減少」等を  
目標に掲げており、経済的な理由による高校中退者（高等学校通信制課程を  
含む）は平成 25 年度 1336 人から平成 26 年度には 1208 人となるなど、減少  
傾向にある。不登校児童生徒や高校中退者が社会的自立を果たせるよう、引  
き続き支援が必要である。

#### 【成果目標 7 について】

- 成果目標 7 においては、「子どもが安全・安心な環境において学習できるよ  
うにすること」を掲げている。これを達成するためには、学校施設の耐震化、  
防災機能強化等の教育環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための  
能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等  
の安全を確保する必要がある。
- 公立学校については、平成 27 年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を  
目指すこととしており、小中学校施設については、平成 27 年度予算事業実施  
後の耐震化率は、約 98%となり、概ね完了する見込みである（平成 27 年 4  
月現在は 95.6%）。

避難所に指定されている学校の防災施設・設備の整備状況については、例  
えば非常用の通信装置が設置されている学校の割合が平成 24 年度 40.0%から  
平成 27 年度 61.3%と増加傾向にあるが、引き続き防災機能の強化を行う必要  
がある。

一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加しており、教育面  
や安全面、機能面で不具合が生じている。今後、第 2 次ベビーブーム期にあ  
わせて整備された学校施設の更新時期が一斉に到来するため、老朽化はます  
ます深刻な状況となる。このため、中長期的な視点の下、計画的な整備を行  
う必要がある。今後は、個別事情により耐震化が完了していない地方公共団  
体に対して、早期完了を要請していく必要がある。また、非構造部材の耐震

対策のうち、特に屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策についても、耐震化と同様、完了していない地方公共団体に対して、早期完了を要請していく必要がある。

- 私立学校については、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指すこととしており、平成27年度予算事業実施後の耐震化率は、幼稚園から高等学校までで約87%となる見込みである（平成27年4月現在は83.5%）。
- また、学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化を目標に掲げているが、平成23年度は負傷1,005件、死亡78件であったものが、平成26年度は負傷966件、死亡48件と、ここまで毎年減少傾向にあり、引き続き目標達成に向けて取組を進める必要がある。

#### 【その他】

- 被災地ではまだ校舎が建っていない、あるいは運動場が整備されていない学校があり、そのような不自由な教育環境の改善に引き続き取り組む必要がある。
- 成果目標ごとのフォローアップにとどまらず、各成果目標毎の関係についても、最終的な評価の段階においては考慮する必要がある。

## 第2期教育振興基本計画における現状と課題

(大学分科会関係)

中央教育審議会

大学分科会

### 【はじめに】

- 大学分科会では、第2期教育振興基本計画が掲げる8の成果目標のうち、特に関係が深いと考えられる「成果目標2 課題探求能力の修得」「成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等」「成果目標5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成」「成果目標6 意欲ある全ての者への学習機会の確保」「成果目標7 安全・安心な教育研究環境の確保」「成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成」を中心に現状と課題を取り上げる。

### 【成果目標2について】

- グローバル化の進展や産業構造・就業構造の転換などによる大きな社会変動が進む中、そのような時代に対応できる人材の育成に関して大学教育に向けられる期待は増す一方、社会からの評価はいまだ厳しく、大学教育の質的転換の断行が強く求められている。
- このため、教育振興基本計画では、成果目標2に「知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する」ことを掲げている。また、そのための具体的方策として、大学教育の質的転換や大学等の質保証の確立を図るとともに、高大接続改革など、子供の成長に応じた柔軟な教育システム等の構築を進めることとされている。
- 授業に関連する学生の学修時間について日米の大学生を比較すると、日本の学生は、米国の学生に比べ学修時間が短いことが指摘されている。また、自ら課題を発見し、他者と協力しながらそれを解決し、新たな価値を創造していくための資質や能力を身に付けさせるためにも、能動的学修（アクティブ・ラーニング）等の学生の主体的な学修を中心とする授業形式の導入・拡

充などにより、学生の学修時間・密度の向上を図る大学教育の質的転換が求められている。文部科学省では、これまでに、こうした改革に取り組む大学等に対して支援を行ってきており、その結果、学生の主体的な学修を後押しする学修環境整備については、一定の進展が見られる（※）。

※ 例えば、

- ・アクティブ・ラーニングを効果的にカリキュラムに組み込むための検討を行っている大学：

平成 24 年度 407 校（54.8%）→平成 25 年度 454 校（61.5%）

- ・ラーニング・コモンズ（大学図書館等における、学生が学習のために集うことのできる共有スペース）を整備・活用している大学：

平成 24 年度 321 校（41.9%）→平成 25 年度 389 校（51.0%）

- ・学部段階において学生の学修時間・学修行動を把握している大学：

平成 24 年度 299 校（40.2%）→平成 25 年度 441 校（59.8%）

- 一方で、依然として一方的な知識の伝達にとどまる授業形態が多く、学生の主体的な学修を促すものとなっていないことや、教育活動全体が卒業時の「出口」を意識したものとはなっていないこと、また何よりも、上記のような取組が必ずしも学生の学修時間・学修密度の向上などの大学教育の充実につながっていないことなどが課題となっている。

- 大学教育の質的転換を実現させるためには、こうした課題を重く受け止めながら、各大学において、社会の変化の動向も見据えつつ、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を策定し、これらに基づいた、大学教育の充実に向けた PDCA サイクルの確立を進めることが必要である。

また、各大学における、アクティブ・ラーニング等の導入・拡充などの学生の主体的な学修への質的転換を後押しするため、各大学における大学の教職員の組織的な研修等（ファカルティ・ディベロップメント（FD）・スタッフ・ディベロップメント（SD））の実施を促進するほか、先導的な取組の成果を全国の大学へ発信・普及していく必要がある。

- また、こうした大学教育改革も含めて、引き続き、高大接続改革に取り組んでいく必要がある。この改革については、平成 26 年 12 月、中央教育審議会において「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」をとりまとめた。文部科学省においては、同答申を踏まえ、平成 27 年 1 月に「高大接続改革実行プラン」を策定・公表し、現在、「高大接続システム改革会議」において、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について、専門的な見地から検討が行われている。平成 27 年 9 月には中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告が予定されており、高大接続改革の方向性として、「学力の 3 要素」の確実な育成を重視して、高等学校教育改革では学習指導要領の抜本的な見直し、学習・指導方法の改善、多面的な評価の推進を、大学教育改革では上述の三つの方針に基づく大学教育の質的転換、認証評価制度の改善を、大学入学者選抜改革では、入学者受入れの方針に基づき「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改革や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入といった具体案が提示されている。今後は、同最終報告に基づき、改革の実現に向け、より実証的・専門的な検討を行いながら、適切な手順と十分な情報公開を踏まえ着実に取り組むことが必要である。
- 大学等の質の保証については、制度の改善や教育研究活動の可視化の推進によって一層の質の向上を図っていく必要がある。 質保証システムに関しては、中央教育審議会において、内部質保証を重視した評価への転換や多様なステークホルダーの意見を評価へ取り入れることなどを含めた評価への転換、さらには、認証評価制度と設置認可後の設置計画履行状況調査との相互連携の強化の必要性についての報告を取りまとめた。各大学においては、こうした状況も踏まえ、一層の質の向上に向けた取組が必要である。また、情報発信については、大学評価・学位授与機構において、平成 27 年 3 月より、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための仕組みとして大学ポートレートを立ち上げたところであるが、更なる情報の充実・機能性の向上に向けた検討が必要である。
- また、国際的な質保証については、質の保証を伴った日中韓での大学間交流の試みとしての「キャンパス・アジア」パイロットプログラムの実施や、「ASEAN+ 3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」にお

ける「学生交流のためのガイドライン」の作成といった取組を進めてきた。今後は、「キャンパス・アジア」の新規プログラムの採択や「留学証明のためのガイドライン」の作成を行っていくことが必要である。

- 大学における教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要であることから、大学の組織及び運営体制を整備するための法改正を行われた（「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成26年6月27日公布、平成27年4月1日施行））。

また、法改正の趣旨を踏まえた、各大学における内部規則等の総点検・見直しを状況把握するための調査を行い、各大学において内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施し、ほぼすべての大学において、必要な内部規則等の見直しが行われていることを確認した。

#### 【成果目標4について】

- 成果目標4では、「労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする」ことを掲げている。グローバル化の進展とともに、知識・技術は日進月歩の進化を遂げ、産業構造の転換のスピードがますます速くなり、新しい産業・職業が次々と生まれる中であって、実践的な職業教育の体系を明確にしつつ充実するとともに、社会人学生等が学びやすいシステムを構築する必要がある。
- 高等教育段階におけるインターンシップは、学生の大学等における学修の深化や新たな学習意欲を喚起するとともに、学生が自己の職業適性や将来設計について考えることで、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図ることを目的としている。インターンシップの推進については、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や、中小企業におけるインターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組織の活動を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着が図られている。大学における単位認定を行う授業科目として実施するインターンシップの実施率は平成24年度70.0%から平成26年度73.3%と増加しているものの、今後と

も、産業界と連携しつつ、インターンシップの単位認定やより教育効果の高いインターンシップ（中長期・有給等）の普及・促進に取り組むことが重要である。

- 高等専門学校については、産業構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、それぞれの地域性や特色に応じた多様な発展を目指し、各高等専門学校において自主的・自律的な改革が進められており、平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施している。また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、平成27年4月に中央教育審議会に諮問があり、現在、制度化に向けて検討を行っている。
- 社会人の学び直しについては、今後、急速な経済社会の変化や技術革新の進展により、職業の在り方が様変わりしていく中で、生涯を通して社会で活躍していくためには、ひとたび、就職した後も、生涯で何度でも教育の場に戻って学べる環境を整備することが重要であり、平成27年3月に取りまとめられた教育再生実行会議の第六次提言では社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実や学びやすい環境の整備、女性の活躍支援等が提言されたところである。

しかし、大学等での教育を改めて受けたいと考える社会人のニーズは高いにも関わらず、大学等において提供している社会人を対象としたプログラムの知名度が低いこと、必ずしも社会人や企業等のニーズに合ったカリキュラムや教育方法が提供されていないこと、社会人にとって受講料が経済的な負担となることなどの課題があるため、大学等で学び直している社会人が増えていないのが現状である。

第2期教育振興基本計画においても「大学・短期大学、高等専門学校、専修学校の受入れ状況の改善」として「社会人入学者の倍増」を成果指標の一つとして掲げているが、履修証明プログラムを開設している大学は平成24年度72校（9.4%）から平成25年度83校（10.9%）と増加しているものの、正規課程に加え短期課程の受講者等を含めても、社会人入学者数は、第2期計画前後で、文部科学省において把握しているところでは減少している（平成24年：約12万1千人から平成25年：約11万4千人）。

この点については、平成27年7月に社会人や企業等のニーズに応じた大学

等における実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として、文部科学大臣が認定する制度を創設し、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携を図り、同年12月に123課程を認定したところである。「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化等の取組も進めつつ、引き続き、関係省庁が連携しつつ、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に取り組むことが重要である。

### 【成果目標5について】

- 成果目標5では、「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台上で先導的に活躍できる人材を養成する」ことを掲げている。このためには、大学院の機能強化や大学等の研究力強化、また、グローバル人材育成の推進を進めていく必要がある。

- 大学院教育については、文部科学省において、平成23年度より、広く産学官にわたりグローバルに活躍する人材を育成するための博士前期課程・後期課程5年一貫の教育プログラムを構築する「博士課程教育リーディングプログラム(以下「リーディングプログラム」という。)」による支援が開始され、平成27年度時点で33大学62プログラムに対し支援を行っている。約3,300名(平成27年6月時点)の学生が、本プログラムの下で学んでいる。

今後は、平成27年9月に中央教育審議会大学分科会で取りまとめた「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」を踏まえ、各大学院において大学院教育改革に自主的・自律的に取り組むことが重要である。リーディングプログラムについては、修了生の活躍状況を把握し、その状況に応じ継続に向けた取組を促すことが必要である。

なお、本審議まとめで重要施策として提言された、世界最高水準の教育力と研究力を備えた「卓越大学院(仮称)」の形成については、平成27年度中を目途に、有識者会議において分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示すとともに、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組が開始される予定である。

また、文部科学省においては、優秀な学生、若手研究者に対する支援とし

て、特別研究員事業を実施するとともに、テニュアトラック制を実施する大学等や、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上のための取組への支援を行っている。今後の課題としては、若手研究者が挑戦できる安定的なポストの減少や、研究者の産学官のセクターを越えた流動性が低いことがあげられており、これらの課題の解決に向け、平成28年度に創設する卓越研究員制度をはじめとした科学技術イノベーション人材育成施策を実施していくことが必要である。

- 研究力の強化については、世界で戦えるリサーチ・ユニバーシティを10年後に倍増することを成果指標の一つとして掲げている。被引用回数の多い（上位10%）論文数で世界100位以内の分野を有する大学数については、2007年-2011年平均では7大学であり、2009年-2013年平均では7大学である（科学技術・学術政策研究所 調査資料-243 研究論文に着目した日本のベンチマーキング2015を基に、文部科学省にて作成）。

研究力強化のためには、「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」（平成27年1月27日科学技術・学術審議会学術分科会決定）等も踏まえ、大学の基盤的経費を確実に措置するとともに、引き続き、世界水準の優れた研究大学群の増強に向けた「研究大学強化促進事業」や優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界に「目に見える拠点」を形成するための「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」の推進、全ての分野にわたる学術研究を支援する「科学研究費助成事業」の改革・強化等を図っていくことなどが重要である。また、博士課程への入学者数の減少等を踏まえ、前述の若手研究者の育成・活躍に向けた取組を促進することが必要である。併せて、これらを支える大学の財政基盤の確立が重要である。

- イノベーション創出に向けては、文部科学省において、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発や知的財産の活用の推進等を実施している。また、平成27年度より産学官連携リスクマネジメントモデル事業が実施、7機関が採択され、「利益相反」及び「技術流出防止」等の産学の連携が本格化するにつれて顕在化するおそれのあるリスクに対するマネジメントモデルの構築が図られた。今後の課題としては、大学等と企業の「組織」対「組織」による「本格的な産学連携」の強化に向けて、大学等における研究経営シス

テムの確立を図ることが重要である。

- グローバル人材育成については、日本人の海外留学及び外国人留学生の受入れの双方について2020年までに倍増させることを成果指標として掲げている。日本人の海外留学者数は平成24年現在、60,138人となっている。一方で、大学間交流協定等に基づく短期の交換留学等も対象とした(独)日本学生支援機構が実施している日本人の海外留学状況調査では、平成25年度は短期留学を中心に69,869人の大学生等が海外に留学している。そこで、意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増を目指すため、国費によって協定等に基づく短期の留学用を支援する奨学金を充実させることとともに、平成26年度より、民間の協力を得た新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」が開始された。現在までに大学生・高校生等を約1,700人採用され、順次海外留学を開始している。今後も若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図っていくことが必要である。

また、外国人留学生数は平成24年度の161,848人から平成26年度には184,155人と増加している。外国人留学生の受入れについては、我が国の国際化を推進し、国際的相互理解を促進するとともに、人材育成を通じた国際貢献や我が国の教育研究の充実に貢献するものである。このため、文部科学省においては、外国人留学生の受入れ促進のため、インド・ミャンマー・アフリカ・ブラジルに留学コーディネーターを配置し、日本留学の情報発信強化を図っている。また、宿舍施設の整備をはじめ外国人留学生が安心して勉学に専念できる環境づくり等に対する支援を充実させていくため、平成26年度より、住環境・就職支援等受入れ環境の充実事業等により、これらに取り組む大学や地方公共団体等を支援している。引き続き、「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での学生募集・選考活動が効率的に機能するよう制度改善を図るとともに、日本留学の情報発信、就職支援等の受入れ環境充実のための支援を充実させていくことが重要である。

- 大学の国際的な評価については、主要な世界大学ランキングの上位100位以内に入っている日本の大学数は、Times Higher Education (THE) 誌の「World University Rankings」では、平成23年度2校から平成27年度2校と横ばい、

QS社の「QS World University Rankings」では、平成23年度6校から平成27年度5校などと減少している。

このうち、例えば今年度のTHE誌「World University Rankings」に関して日本の上位5大学に着目すると、国際性に関する指標がもとより低いことに加え、論文引用のスコアも低下している。これは、今年度から論文引用のスコアの算定方法が変更されたことも要因の一つと考えられるが、近年、論文数や論文引用における我が国の地位が相対的に低下傾向であることも影響していると考えられる。この点については、平成26年度から、大学の国際化を推進する取組として「スーパーグローバル大学創成支援」を実施し、採択された37大学において、大学教育の国際通用性の向上、研究力向上にも繋がる国際的な環境基盤の整備が図られており、将来的な効果として、国際共同研究および国際共著論文増加にも資することが期待される。これにとどまらず、我が国の大学の国際的な競争力を高めるためには、大学の教育力・研究力を向上させるための継続的な取組やそれを支える財政基盤の確立が必要である。

また、大学の国際化を考える上での指標を見ると、外部試験（TOEIC、TOEFL等）のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学は平成24年度262大学（35.3%）から平成25年度296%（40.1%）と増加、大学における外国人の本務教員比率は平成24年度3.8%から平成27年度4.2%と増加、学部段階で英語による授業を実施している大学は平成24年度241校（32.4%）から平成25年度262校（35.5%）と増加しており、今後も、こうした動向を把握しつつ、経済社会のグローバル化に対応した、大学の国際化の推進を図ることが必要である。

#### 【成果目標6について】

- 成果目標6では、「様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が高等教育を受けられるようにする」ことを掲げている。このためには、教育費の保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行うことが必要であり、大学等進学に対する教育機会の提供については、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においてもその必要性に言及されている。

- 成果指標の一つとして、「大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加」を掲げており、平成 24 年度と平成 26 年度を比較すると増加している（予約採用段階で平成 24 年度 71.46%、平成 26 年度 83.73%、在学採用段階で平成 24 年度 100%、平成 26 年度 100%）。また、「低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合」について、平成 24 年度と平成 26 年度を比較すると増加している（平成 24 年度 7.35%、平成 26 年度 7.67%）。今後は、授業料減免を充実し、また無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を平成 29 年度進学者から適用することとされていることから、引き続き具体的な制度設計を進めていくことが必要である。
  
- なお、諸外国における奨学金制度について、例えば米国においては、全学生の約 48%が給付型奨学金を受給しており、学部学生の約 62%が貸与型奨学金を受給している。また、イギリスにおいては、全学生の約 49%の学生が給付型奨学金を受給し、全学生の約 92%の学生が貸与型奨学金を受給している。

#### 【成果目標 7 について】

- 成果目標 7 においては、「若者等が安全・安心な環境において学習できるようにすること」を掲げている。このためには、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育環境の整備を図る必要がある。
  
- 成果指標としては、「大学等の耐震化の向上」を掲げており、国立大学等施設の耐震化率は、平成 24 年度 89.3%から平成 27 年度 96.4%と上昇。耐震化が進んだ一方で、今後、建築後 50 年以上を経過した施設の割合が急増（9.7% → 23.1%）するなど老朽化が進み、安全面に深刻な課題があるため、引き続き老朽化対策等を計画的に推進する。私立大学等についても、耐震化率は平成 24 年度 81.8%から平成 27 年度 87.6%と上昇しており、今後は、引き続き、できるだけ早期の耐震化の完了を目指すことが必要である。

### 【成果目標 8 について】

- 成果目標 8 では、「学校を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する」ことを掲げている。まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、政府を挙げて地方創生に取り組んでいる中であって、大学等についても、地域の中核的存在（COC）として、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上や地域の活性化に貢献していく必要がある。
  
- 成果指標に掲げている地域の企業等との共同研究数は、平成 24 年度 5,240 件から平成 25 年度 5,762 件と増加しており、大学及び短大における公開講座数は平成 24 年度 36,135 講座から平成 25 年度 39,816 講座と増加している。一方、文部科学省においては、自治体と連携して地域課題の解決に取り組む大学への支援として、平成 25 年度から「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」を開始し、計 77 拠点を事業を実施してきた。平成 27 年度からはこの事業を発展的に見直し、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動する NPO や民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施し、1 拠点の規模を都道府県レベルに拡大した上で 42 拠点において取組を開始したところである。今後はこれらの取組の支援を継続し、若者の地元定着率の向上に貢献していくことが求められる。
  
- なお、地方公共団体では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、各地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定しており、その中には、当該自治体が設置する大学に関するものを中心に高等教育に係る記述がなされていることがある。今後とも、地域の中にある高等教育機関の役割という観点から、大学等について計画の中で取り上げられることが期待される。

## 第2期教育振興基本計画における現状と課題 (スポーツ関係)

### スポーツ庁

#### 【第2期教育振興基本計画について】

- 中央教育審議会教育振興基本計画部会において、スポーツ関係では、特に、子どもの体力について更なる向上を図るべきとの指摘が挙げられている。
- 子どもの体力向上について、教育振興基本計画では、「健やかな体」を育むため、「今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う」ことを成果目標に掲げている。

#### 【成果目標の達成状況について】

- 文部科学省（スポーツ庁）では、昭和39年からこれまで体力・運動能力調査を実施してきているところであるが、新体力テストとなって以降の直近17年間の合計点の推移をみると、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向となっており、平成26年度の結果は多くの年代で過去最高を記録した。  
基礎的運動能力をみると、男子の握力及びソフトボール投げについては、低下傾向を示している。しかし、持久走、立ち幅とび、上体起こし、50m走など多くの種目では一部の年代を除いて、横ばいまたは向上傾向がみられる。  
一方、長期的にみると、体力水準が高かった昭和60年頃との比較では、握力及び走、跳、投能力にかかる項目は、依然低い水準となっている（中学生男子の50m走及びハンドボール投げ並びに高校生男子の50m走を除く。）。
- また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における、1週間の総運動時間を見ると、中学校では運動する子供としない子供の二極化が見られ、特に中学校女子については、平成27年度調査結果では、およそ5人に1人が60分未満であるという状況である。

#### 【文部科学省（スポーツ庁）の主な取組について】

- 文部科学省（スポーツ庁）では、以下のような事業等を実施しているところである。
  - ① 幼児期の運動促進を図るため、平成24年3月に策定した幼児期運動指針を踏まえ、幼稚園等を対象に多様な動きが経験できるような遊びの工夫、体を動かす時間の確保、発達の特性に応じた遊びの提供といった観点で実践研究を行い、その取組内容を映像参考資料として作成し、全国の幼稚園・保育所等に配布
  - ② 平成28年度より、「子供の体力向上課題対策プロジェクト」において、ボール投げ・握力などの体力低下種目に関する課題対策プログラムの開発等を行うとともに、

教育委員会に対し、運動嫌いな児童生徒への運動方策の検討など体力向上に向けたP D C Aサイクルを実施する実践研究を委託するなど、子供の体力向上に向けた取組を支援

- ③ 次期学習指導要領の改訂については、平成27年8月に中央教育審議会初等中等教育部会教育課程部会教育課程企画特別部会においてなされた論点整理を踏まえ、「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ」を設置し、専門的に検討を行っているところ。論点整理においては、体育・保健体育について、
- ・ 学習したことを実生活や実社会で活かし、運動の習慣化につなげること、技能や知識、思考力・判断力・表現力等、公正・協力・責任・参画等の態度をバランスよく育むこと、
  - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としながら、各学校段階を通じて運動やスポーツへの関心を高め、「する、みる、支える」などの多様なスポーツとの関わり方を楽しめるようにすること、
- などが示されている。

#### 【今後の検討について】

- スポーツ基本計画においても、平成24年度から概ね5年間に総合的に取り組むべき主要施策として、「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」を掲げており、
- ・ 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
  - ・ 学校の体育に関する活動の充実
  - ・ 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実
- が目標として挙げられている。
- 今後、スポーツ審議会において、平成29年3月までに次期スポーツ基本計画を策定するため審議を行っており、健やかな体を育むための施策についても、これまでの取組と成果を踏まえ、今後実施すべき施策の方向性等について検討していくこととする。
- なお、3月16日に開催された第2回スポーツ審議会では、委員から以下のような意見があったところである。
- ・ 体育の授業をこれ以上増やすことが難しい状況の中で、体育の授業以外での子供の体力向上のために、「チーム学校」の考え方も踏まえ、体育を専門に指導できるスタッフの配置等についての検討が必要。
  - ・ ほとんど運動しない子供の3分の2が体育・スポーツを好きだと答え、2分の1がもっとやりたいと答えている。この子供たちをどうやって吸い上げて運動ができるように変えていけるかが大きな課題。
  - ・ 子供の体力向上を図っていくためには、もっと積極的に運動する喜びや体を動かす楽しさを教える機会を提供できるような発想の転換が必要。特に女子生徒の場合、初潮年齢を迎えるまでに運動習慣の基盤が確立していないと将来、骨粗鬆症等への影響があるとの調査結果もあることから、子供の頃からの運動習慣の確立が必要。

- 子供の体力向上を考えるに当たっては、大学での体育の授業の必修化についても検討すべき。また、部活動や体育の指導にあたっては、教員の資質が重要であり、大学における教員免許取得に際して、体育実技の単位の充実も検討すべきではないか。
- 学校体育、部活動、地域スポーツの連携も必要であるが、これらの棲み分けの議論も必要。
- スポーツをする子供としない子供の二極化が進んでいる中で、学校体育の授業におけるスポーツ嫌いをなくす取組が必要。そのためには、楽しさを取り入れた授業やゲーム的な要素を含んだプログラム等が必要ではないか。
- 都会においてはお金をかけてスポーツクラブに通っている子供がいるが、そこに通えない子供たちの活動場所として、学校施設のさらなる開放を目指すことが必要。

# 第2期教育振興基本計画の進捗状況について(概要)

平成28年3月

## 第2期教育振興基本計画に掲げられた方向性

### 今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

「自立」… 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる社会

「協働」… 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高めあい、社会に参画することのできる社会

「創造」… これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる社会

### 教育行政の4つの基本的方向性(生涯の各段階を貫く方向性を設定)

**1. 社会を生き抜く力の養成** ~多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力~  
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

**2. 未来への飛躍を実現する人材の養成** ~変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材~  
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

**3. 学びのセーフティネットの構築** ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~  
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

**4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成** ~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~  
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

★ この4つの方向性に基づいて、8つの成果目標(及びその達成度を客観的に計測するための成果指標)、30の基本施策を体系的に整理(4のビジョン、8のミッション、30のアクション)

# 第2期教育振興基本計画の進捗状況の点検について

## 第2期教育振興基本計画（抜粋）

### 第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

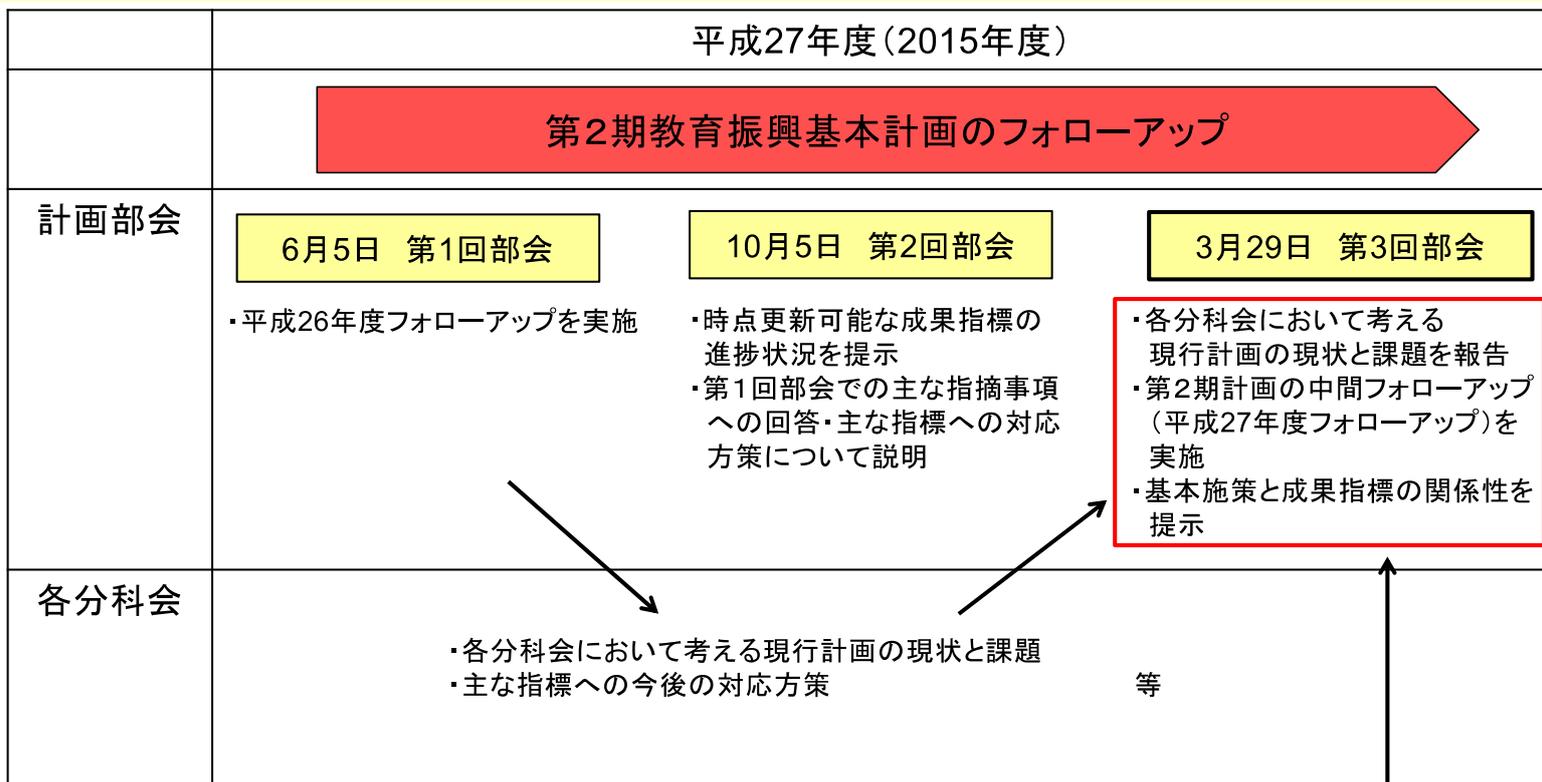
#### Ⅱ 進捗状況の点検及び計画の見直し

成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行っていくことが重要である。

（本資料の性質）

- 基本的方向性・成果目標ごとに主な成果指標の達成状況及び基本施策の進捗状況を提示している。
- 成果指標の達成状況については、原則、平成24年度（第2期教育振興基本計画の策定（平成25年6月14日）の前年度）との比較により示しているが、当該年度のデータが存在しない場合には、平成24年度以前の最も新しいデータと比較している。

## 今年度（平成27年度）のスケジュール



第2期教育振興基本計画に記載の全ての成果目標や成果指標、基本施策等について、インプット、アウトプット（結果）、アウトカム（成果）の相互の関係を整理・分析

# 基本的方向性1 社会を生き抜く力の養成

## 成果目標1(「生きる力」の確実な育成)

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。(確かな学力)世界トップの学力水準を目指す。  
(豊かな心)豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。  
(健やかな体)今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

#### 【基本的考え方】

- 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
- このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。

#### 1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実)

##### ● 学習指導要領の着実な実施と不断の見直し

- ・現行の学習指導要領の着実な実施に向けて、その趣旨・内容の徹底や、教育課程編成・実施上の優れた実践の共有等を図るための説明会・協議会を実施。また、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、言語活動の充実に関する実践研究を実施するなど、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進。 ※理数教育、外国語教育等の充実については該当項目を参照。
- ・平成27年8月に新しい学習指導要領等が目指すべき姿について、中央教育審議会にて「教育課程企画特別部会 論点整理」を取りまとめ。「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」を実現するという理念のもと、学習指導要領等の構造的な見直しを行うこととしており、これからの時代に求められる資質・能力の明確化、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントや学習評価の充実などが重要と示された。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策2 豊かな心の育成

#### 【基本的考え方】

- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

#### 2-1 道徳教育の推進

##### ● 道徳の教科化

- ・平成27年3月に道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置づけることなどに係る学習指導要領の一部改正等を実施。平成30年度から小学校、平成31年度から中学校での全面実施に向け、平成27年7月に改正学習指導要領に対応した学習指導要領解説を作成するとともに、平成27年9月に教科用図書検定基準を改正。

#### 2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

##### ● いじめ対策の推進(いじめ防止対策推進法への対応)

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を講じるため、「いじめ防止対策協議会」を設置。同法及び「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月文部科学大臣決定)の周知のため、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催。

### 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

#### 【基本的考え方】

- 基本施策1、2、3に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。
- すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

#### 4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 —養成・採用・研修の一体的な改革—

##### ● 教職員の資質向上や学校組織全体の総合力の向上

- ・教員養成・採用・研修の一体改革や学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備等の具体的方策について、平成27年12月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の答申を取りまとめ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを公表。

# 主な成果指標の達成状況

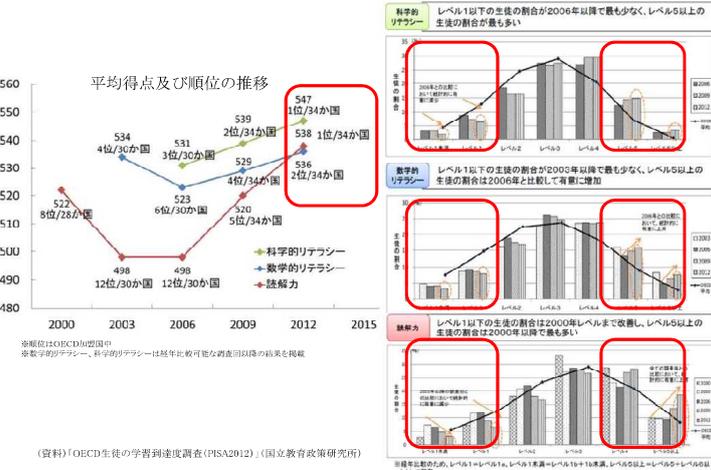
## 【確かな学力】

### (成果指標①)

国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。  
 → PISA2012において調査国中トップレベル  
 あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。  
 → PISA2009からPISA2012にかけて、上位層の増加、下位層の減少が見られる  
 計画策定以降の推移については、PISA2015の結果を確認

OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)

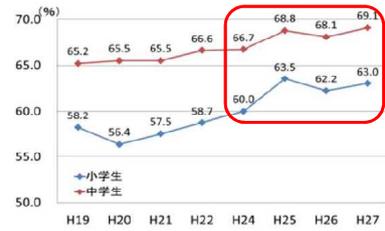
習熟度レベル別の生徒の割合



### (成果指標②)

児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善  
 → 平成24~27年度の結果を比較すると、1時間以上勉強している児童生徒の割合は増加

学校の授業時間以外で平日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



学校の授業時間以外で土日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度~平成27年度)」(文部科学省)

## (参考)【平成27年度全国学力・学習状況調査において課題のある点】

○課題のある点

### 【小学校】

- ・国語...筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成や表現を捉えること等。
- ・算数...基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めること等。
- ・理科...実験結果を基に自分の考えを改善すること等。

### 【中学校】

- ・国語...伝えたい事実や事柄について根拠を明確にして書くこと等。
- ・数学...記述問題について、数学的な表現を用いた理由の説明等。
- ・理科...課題に正対した実験の計画や考察等。

## 【豊かな心】

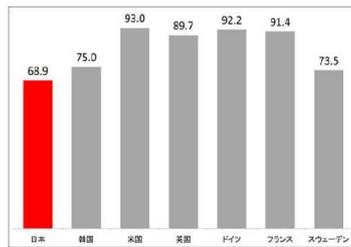
### (成果指標①) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上

・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加  
 → 平成24~27年度の結果を比較すると、横ばい



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度~平成27年度)」(文部科学省)

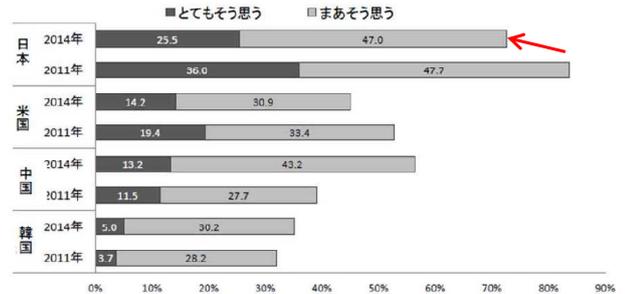
(参考)自分には長所があると感じている若者(満13歳から満29歳)の割合



※調査対象: 日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの満13歳から満29歳までの男女  
 調査時期: いずれの国も、平成25年11月から12月までの間に実施  
 (資料)「平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(内閣府)

(参考)自分はダメな人間だと思うことがある高校生の割合

日本は2011年と2014年を比べると1割減少している。米国もやや減少傾向である。中国と韓国は3年前より増加している。特に中国の割合が2011年の39.2%から2014年の56.4%と大きく上昇した。

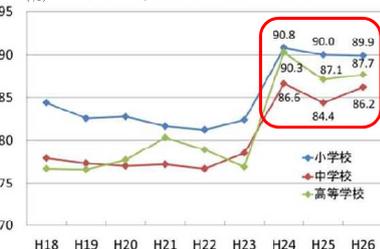


(出典)「高校生の生活と意識に関する調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—(平成27年8月)」(国立青少年教育振興機構)を基に作成

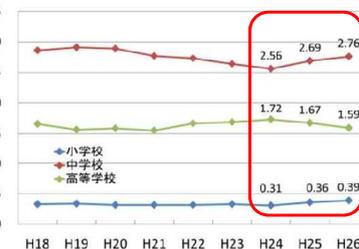
### (成果指標②) いじめ、不登校、高校中退者の状況改善

(いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、  
 → 平成24~26年度の結果を比較すると、概ね横ばい  
 全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、  
 → 平成24~26年度の結果を比較すると、小中学校で増加、高等学校で減少

いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合



全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合

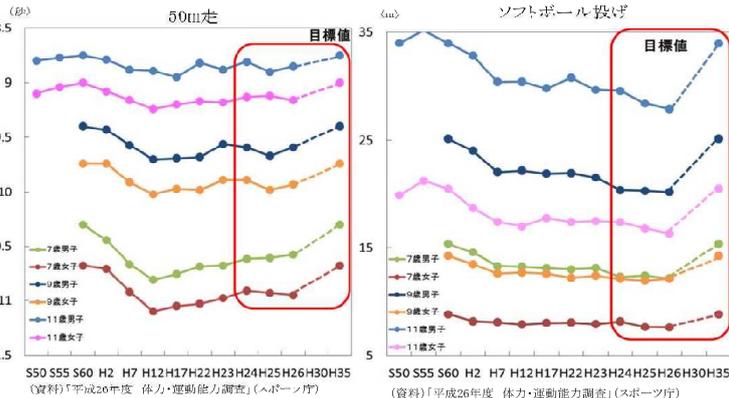


(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成18年度~平成26年度)」(文部科学省)

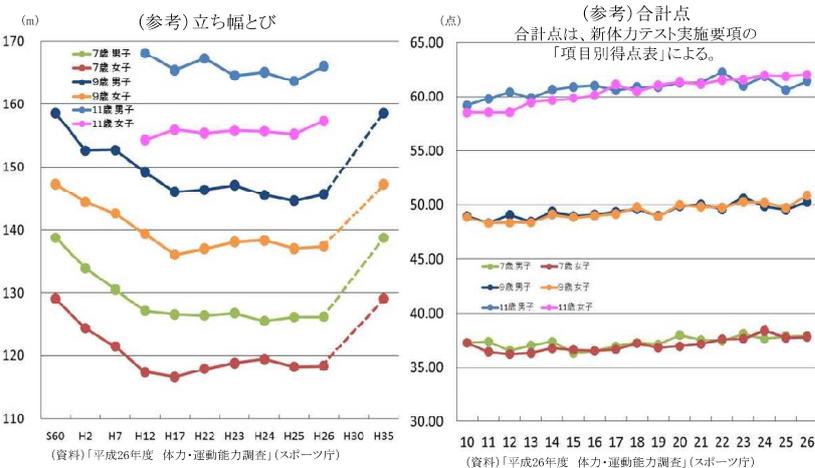
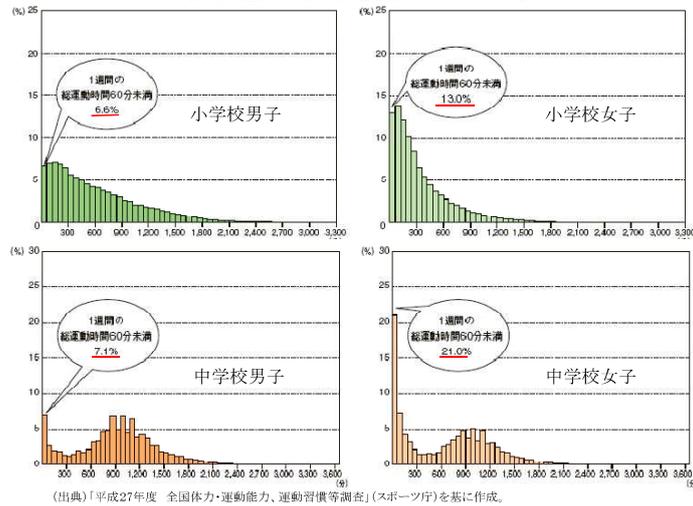
## 【健やかな体】

(成果指標①) 体力の向上傾向を確実にする(今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す)。

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、50m走では7歳男子、9歳男子は向上、7歳女子は低下、他は横ばい。ソフトボール投げでは9歳女子は向上、7歳女子、9歳男子、11歳男子、11歳女子は低下、7歳男子は横ばい。



(参考) 運動する子供としない子供の状況



(成果指標②) 学校における健康教育・健康管理の推進・健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加 → 平成25年度以降の推移については今後把握(次回調査は平成28年度に実施予定)

- 健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合
 

平成16年度:【高3男子】87.8%	→	平成22年度:【高3男子】90.1%
【高3女子】92.1%		【高3女子】93.1%
- 保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合
 

平成16年度:【高3男子】42.2%	→	平成22年度:【高3男子】47.1%
【高3女子】40.1%		【高3女子】47.4%

(資料)「保健学習推進委員会報告書(平成16年度、22年度)」(日本学校保健会)を基に作成。

## 成果目標2(課題探求能力の修得)

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

## 基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

### 【基本的考え方】

- 知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

### 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

### 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

### ● 大学教育改革に取り組む大学に対する支援

・大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数にて、学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対して支援。

### 8-5 大学院教育の改善・充実

### ● 審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」の決定、卓越大学院(仮称)の形成に向けた検討

・平成27年9月に中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」を取りまとめた。これを踏まえ、今年度中に「第3次大学院教育施策要綱」を文部科学大臣決定予定。卓越大学院(仮称)形成に向けて、産学官からなる検討会において、平成27年度中を目標に、分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示し、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作り等、具体化に向けた取組を開始予定。

# 主な基本施策の進捗状況

## 基本施策9 大学等の質の保証

### 【基本的考え方】

○ 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。

### 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

#### ● 大学の設置基準、設置認可、認証評価の改善

・中央教育審議会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や設置認可、認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行って行く。

### 9-2 大学情報の積極的発信

#### ● 大学ポートレートによる情報発信

・平成27年3月から大学ポートレートが本格稼働し、大学の多様な教育活動の情報を発信。また、「大学ポートレート運営会議」及び「ステークホルダーボード」等を開催し、発信情報項目の充実等、大学ポートレートの更なる改善に向けて検討を実施。

## 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

### 【基本的考え方】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。
- また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。

### 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

#### ● 高大接続・大学入学者選抜の改革

・中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。

・新たに導入する高等学校基礎学力テスト(仮称)及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。平成27年9月に中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告予定。

## 主な成果指標の達成状況

### (成果指標①)

各大学における学修時間の把握状況の改善、

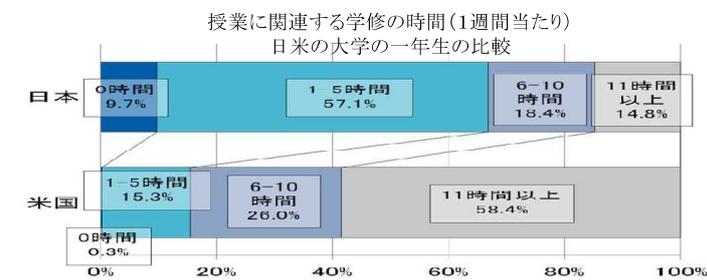
→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保(欧米並みの水準)

→ 計画策定以降の推移は今後把握(今年度中に公表予定)

	H24	H25
学部段階において学生の学修時間や学修行動の把握を実施している大学	299大学 (40.2%)	441大学 (59.8%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)



(資料) 日本: 東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007年  
米国: The National Survey of Student Engagement

### (成果指標③)

全学的な教学システムの整備状況の向上

(教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など)

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている大学【学部段階】	570校 (76.7%)	694校 (94.0%)
【研究科段階】	457校 (74.4%)	551校 (89.3%)
ナンバリングを学部段階で実施している大学	125校 (16.8%)	162校 (22.0%)
履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を学部段階活用している大学	353校 (47.5%)	383校 (51.9%)
能動的学修(アクティブ・ラーニング)を効果的にカリキュラムに組み込むための検討を行っている大学	407校 (54.8%)	454校 (61.5%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

### (成果指標②)学修支援環境の改善

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
TA(ティーチング・アシスタント)を配置している大学	482校 (62.9%)	484校 (63.5%)
オフィス・アワーを設定している大学	617校 (80.5%)	655校 (86.0%)
ラーニング・コモンズの整備・活用している大学	321校 (41.9%)	389校 (51.0%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

### (成果指標④)

学生、卒業生、企業・NPO等の、教育への評価の改善

→ 学生については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
学生の学修成果の把握の一環として、学部段階において学生の学修経験などを問うアンケート調査(学修行動調査等)を実施している大学	106大学 (14.3%)	157大学 (21.3%)
学部段階において、学生による授業評価を実施している大学	722校 (94.3%)	736校 (96.6%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)